

答申

1 審査会の結論

福岡県知事（以下「実施機関」という。）が、令和 7 年 7 月 11 日 7 人第 954 号で行った公文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）は妥当である。

2 審査請求に係る対象公文書の開示決定状況

(1) 審査請求に係る対象公文書

審査請求に係る対象公文書（以下「本件公文書」という。）は、開示請求日時点で人事委員会事務局に在籍している職員の職員調書の表面である。

(2) 本件公文書の開示決定状況

実施機関は、本件公文書に記載された職員の職員番号、生年月日、年齢、試験職種、学歴、写真、受けた表彰、資格免許、給料、前職歴に関する事項について、福岡県情報公開条例（平成 13 年福岡県条例第 5 号。以下「条例」という。）第 7 条第 1 項第 1 号（個人情報）に該当するとして非開示とし、その余の部分は開示する本件決定を行った。

3 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

本件公文書の内容が昨年（令和 6 年）10 月 1 日現在のもので古い。

(2) 審査請求の経過

ア 審査請求人は、令和 7 年 7 月 1 日付けで、実施機関に対し、条例第 6 条第 1 項の規定により、公文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

イ 実施機関は、令和 7 年 7 月 11 日付けで、本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

ウ 審査請求人は、令和 7 年 7 月 25 日付けで、本件決定を不服として、実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

エ 実施機関は、令和 7 年 10 月 6 日付けで、当審査会に諮問した。

4 審査請求人の主張要旨

審査請求書及び反論書における審査請求人の主張は、次のとおりである。

- (1) 実施機関は国の方針にのっとり、デジタル化に多額のお金をかけている。デジタル化も進んでいるから令和 6 年 10 月 1 日付で出せば当該日付で出ると思うが、開示決定のあった令和 7 年 7 月 11 日または開示請求をした同

月 1 日時点での職員調書も出せるのではないか。

- (2) (対象公文書に記載された職員のうちある) 職員の現在の所属が人事委員会ではなく、企画・地域振興部となっており、しばらく何のことか分からなかった。実施機関の職員は、10月1日付の職員調書しかないと説明するが、その考え方は庁内デジタル化推進に反するのではないか。
- (3) (実施機関の弁明書によると、)「現在の所属」や「職名」は、定期人事異動などによる変更であり、10月1日基準で新たに職員調書を作成・更新することとしているとのことである。また、職員の説明では、「所属」は自動反映であり、4月に異動が多いが、10月1日基準とのことである。自動反映の「所属」が4月の異動をすぐに反映せず、10月1日基準とされる職員の説明が本当か審査して欲しい。

5 実施機関の説明要旨

弁明書における実施機関の説明は、次のとおりである。

- (1) 職員調書は、毎年9月下旬に人事課から各所属へ作成依頼を行い、10月1日現在の情報を基に作成・管理をしている。
10月1日から翌年9月30日までの間に、「氏名」、「学歴」、「試験職種」、「資格免許」、「現住所」、「住居の区分」、「緊急時の連絡先」、「通勤方法」、「勤務希望」、「健康状態」、「家族の状況」、「県職員である親族の状況」、「勤務について特に考慮してもらいたい事項」、「その他」に変更が生じた場合は、本人の届出に基づき、随時情報を更新している。なお、上記項目のうち本件公文書で開示となっている項目は氏名のみである。
- (2) ただし、定期人事異動により所属が変更された場合など、上記(1)の随時更新する情報に記載のない「現在の所属」や「職名」等については、翌年度の10月1日を基準日として新たに職員調書を作成・更新することとしているため、令和6年10月1日現在の情報となっているものである。

6 審査会の判断

(1) 本件公文書の性格及び内容について

職員調書とは、任命権者が、適切な人事管理を行うことを目的として、各職員の資格、経歴、住所、家族、健康状態や勤務希望等、私事に関する情報を収集するための書類である。当該書類の作成は庶務事務システムへの入力等により職員本人が行い、その記載の内容は、作成年度の10月1日現在(10月2日以降に新規採用された者は採用日現在。以下「記載基準日」という。)として指定されているものである。

なお、10月1日から翌年9月30日までの間に、記載事項のうち「氏名」、「学歴」、「試験職種」、「資格免許」、「現住所」、「住居の区分」、「緊急時の連絡先」、「通勤方法」、「勤務希望」、「健康状態」、「家族の状況」、「県職員である親族の状況」、「勤務について特に考慮してもらいたい事項」、「その他」に変更が生じた場合は、本人の届出に基づき、随時情報は更新されているが、その場合であっても、記載基準日はあらかじめ定型的に自動表示されるよう様式として設定されているものであり、記載事項の変更の届出日や庶務事務システムからの出力日によって変更・更新されるものではない。

(2) 本件決定の妥当性について

審査請求人は、審査請求の趣旨において、本件公文書の内容が、昨年(令和6年)10月1日現在のもので古いと記載している。なお、審査請求人は本件公文書の開示・非開示の判断について主張を行っておらず、争いはないうえ、対象となる在籍職員についての本件公文書の不足を述べるものでもない。

当審査会が本件公文書を確認したところ、本件請求日時点で人事委員会事務局に在籍している26名の職員全員分の職員調書の表面であることが確認された。なお、審査請求人は職員調書に印字されている記載基準日が昨年10月1日現在であることをもって開示された文書が古いと判断しているものと見受けられるが、記載基準日は、(1)のとおり次の記載基準日までは変更・更新されることはないことから、開示された文書が古いとする審査請求人の主張には理由がない。

以上のことから、本件請求に対し本件開示請求日時点で実施機関が管理している本件公文書を特定し、本件決定を行ったことは妥当である。

(3) 本件審査請求の理由について

審査請求人は、4(2)及び(3)のとおり、当審査会において実施機関の事業とその職員の説明について「本当か審査して欲しい」旨を主張している。しかし、当審査会は実施機関の行った本件決定の妥当性を判断する機関であり、実施機関の事業実施の方法やそれに係る説明の真偽等についての判断は行わない。

(4) 審査請求人のその他主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、当該主張は、実施機関の行った本件決定の妥当性を判断する機関である当審査会の判断を左右するものではない。

以上の理由により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

7 付言

実施機関は、本件請求に対する文書を6（2）のとおり不足なく特定した上で、条例第7条第1項第1号（個人情報）に該当する部分を除き開示している。また、先述のとおり、審査請求人は、同号に該当する部分の開示を求めている。

加えて、審査請求人の審査請求の理由は、6（3）のとおり開示決定等に関する審査請求とはいえない。

したがって、本件審査請求は、審査請求の利益を有しないものであり、不適法な審査請求として却下されるべきであったと思料される。